

## 2017年 特訓問題集 2 中小企業経営・政策

## 中小企業施策(平成28年度版) 【改正表】

法令改正等により、標記書籍に掲載されている内容に変更・追加・削除項目がございます。恐れ入りますが、下記の内容へ変更のうえご利用いただきますようお願いいたします。(下線部が変更点です)。

## 2. 頻出基本編

## 1. 第11問 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資) 穴埋め問題編

改正前	改正後
<p>●穴埋め問題編</p> <p><b>問題</b></p> <p>(2) 支援内容</p> <p>c. 【貸付利率】平成28年12月9日現在 1.16%</p> <p><b>解説</b></p> <p>(2) 支援内容</p> <p>c. 【貸付利率】平成28年12月9日現在 1.16%</p>	<p>●穴埋め問題編</p> <p><b>問題</b></p> <p>(2) 支援内容</p> <p>c. 【貸付利率】<u>平成29年7月12日現在</u> <u>1.11%</u></p> <p><b>解説</b></p> <p>(2) 支援内容</p> <p>c. 【貸付利率】<u>平成29年7月12日現在</u> <u>1.11%</u></p>

## 2. 第13問 事業承継支援 穴埋め問題編

改正前	改正後
<p>●穴埋め問題編</p> <p><b>解答</b></p> <p>②経済産業大臣</p> <p><b>解説</b></p> <p>(1) 事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)」が平成20年5月に成立、同年10月1日から施行された。中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律における経済産業大臣の認定を受けた中小企業の株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設された。</p>	<p>●穴埋め問題編</p> <p><b>問題</b></p> <p>②<u>都道府県知事</u></p> <p><b>解説</b></p> <p>(1) 事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)」が平成20年5月に成立、同年10月1日から施行された。中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律における<u>都道府県知事</u>の認定を受けた中小企業の株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設された。</p>

## 3. 第 15 問 中小企業関連税制① 穴埋め問題編

改正前	改正後
<p>●穴埋め問題編</p> <p>問題</p> <p>(1) 法人税の軽減税率 資本金 1 億円以下の中小企業（年所得 ① 万円以下の部分）、協同組合等には 19%に軽減された法人税率が適用される が、平成 29 年 3 月 31 日までの時限的な措 置として、② %に引き下げられてい る。</p>	<p>●穴埋め問題編</p> <p>問題</p> <p>(1) 法人税の軽減税率 資本金 1 億円以下の中小企業（年所得 ① 万円以下の部分）、協同組合等には 19%に軽減された法人税率が適用される が、平成 31 年 3 月 31 日までの時限的な措 置として、② %に引き下げられてい る。</p>

## 4. 第 16 問 中小企業関連税制② 穴埋め問題編

改正前	改正後
<p>●択一問題編</p> <p>問題、解説</p>	<p>※改正の内容については、差替問題をご確 認ください。</p>

## 3. 重要図表編

## 1. 第 8 問 創業・ベンチャー支援

改正前	改正後
<p>図表</p> <p>② 支援事業</p> <p>語群</p> <p>都道府県中小企業支援      ベンチャー 地域創業促進      エンジェル 新事業支援施設      経営改善普及</p> <p>解答</p> <p>②地域創業促進</p>	<p>図表</p> <p>② 事業</p> <p>語群</p> <p>都道府県中小企業支援      ベンチャー <u>潜在的創業者掘り起こし</u>      エンジェル 新事業支援施設      経営改善普及</p> <p>解答</p> <p>②<u>潜在的創業者掘り起こし</u></p>

## 4. 応用編

## 1. 第3問 ものづくり中小企業支援②

改正前	改正後
<p><b>解説</b></p> <p>(設問1)</p> <p>中小ものづくり高度化法では、以下の支援策を実施している。</p> <p>(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業(補助金)</p> <p>(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業(委託型)</p> <p>(3) 中小企業信用保険法の特例</p> <p>(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例</p> <p>(5) 特許料及び特許審査請求料の特例</p> <p>(6) 日本政策金融公庫の低利融資&lt;企業活力強化資金&gt;</p>	<p><b>解説</b></p> <p>(設問1)</p> <p>中小ものづくり高度化法では、以下の支援策を実施している。</p> <p>(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業(補助金)</p> <p><u>(2) 中小企業信用保険法の特例</u></p> <p><u>(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例</u></p> <p><u>(4) 特許料及び特許審査請求料の特例</u></p> <p><u>(5) 日本政策金融公庫の低利融資&lt;企業活力強化資金&gt;</u></p>

## 2. 第21問 女性、若者／シニア起業家支援資金

改正前	改正後
<p><b>会話文</b></p> <p>Y氏：「貸付限度額は中小事業の場合 <b>B</b> 万円、国民事業の場合 <b>C</b> 万円です。貸付期間は特に必要な場合を除き、15年以内です。」</p> <p><b>解説</b></p> <p>日本政策金融公庫の女性、若者／シニア起業家支援資金に関する出題である。女性、若者(30歳未満)及び高齢者(55歳以上)起業家の視点を生かした事業の促進を図ることを目的とし、優遇金利で支援する融資制度である。</p> <p><b>【貸付の条件】</b></p> <p>a.貸付対象者：女性、若者(30歳未満)、高齢者(55歳以上)の方であって、新規開業して概ね7年以内の方</p>	<p><b>会話文</b></p> <p>Y氏：「貸付限度額は中小事業の場合 <b>B</b> 万円、国民事業の場合 <b>C</b> 万円です。貸付期間は<u>20年以内</u>です。」</p> <p><b>解説</b></p> <p>日本政策金融公庫の女性、若者／シニア起業家支援資金に関する出題である。女性、若者(<u>35歳未満</u>)及び高齢者(55歳以上)起業家の視点を生かした事業の促進を図ることを目的とし、優遇金利で支援する融資制度である。</p> <p><b>【貸付の条件】</b></p> <p>a.貸付対象者：女性、若者(<u>35歳未満</u>)、高齢者(55歳以上)の方であって、新規開業して概ね7年以内の方</p>

<p>d.貸付金利：設備資金（土地に係る資金を除く。）は、特利①（特定の場合は特利③）          運転資金は特利①          土地取得資金は基準利率</p> <p>（設問1）          女性、若者／シニア起業家支援資金は、女性、若者（30歳未満）、高齢者（55歳以上）の方であって、新規開業して概ね7年以内の方を優遇金利で支援する融資制度である。</p>	<p>d.貸付金利：運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）は、特利①          技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）は特利②          土地取得資金は基準利率</p> <p>（設問1）          女性、若者／シニア起業家支援資金は、女性、若者（<u>35歳未満</u>）、高齢者（55歳以上）の方であって、新規開業して概ね7年以内の方を優遇金利で支援する融資制度である。</p>
---	---

### 3. 第22問 再チャレンジ支援融資

改正前	改正後
<p><b>解説</b>          d.貸付金利：基準利率（女性・若年者または高齢者は特別利率①、技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって一定の製品化及び売上が見込めるものが必要とする設備資金は特別利率③）</p>	<p><b>解説</b>          d.貸付金利：基準利率（女性・若年者または高齢者は特別利率①、技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって一定の製品化及び売上が見込めるものが必要とする設備資金は<u>特別利率②</u>）</p>

### 4. 第26問 事業承継支援

改正前	改正後
<p><b>会話文</b>          Y氏：「経営承継円滑化法に基づき、①対象会社の要件、②後継者（<u>相続人</u>）の要件等を満たしていることについて、経済産業大臣の認定を受ければ対象になります。」</p> <p><b>解説</b>          「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」による事業承継円滑化支援に関する出題である。同法は平成20年10月1日に施行された。経済産業大臣の認定を受けることで、金融支援や相続税・贈与税の納税猶予等が利用できるようになる。</p>	<p><b>会話文</b>          Y氏：「経営承継円滑化法に基づき、①対象会社の要件、②後継者（<u>相続人</u>）の要件等を満たしていることについて、<u>都道府県知事</u>の認定を受ければ対象になります。」</p> <p><b>解説</b>          「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」による事業承継円滑化支援に関する出題である。同法は平成20年10月1日に施行された。<u>都道府県知事</u>の認定を受けることで、金融支援や相続税・贈与税の納税猶予等が利用できるようになる。</p>